

第 1 章

計画の背景

1. 世界の動きと国内の動き

(1) 国際社会の動き

国連は昭和 50（1975）年を国際婦人年とし、同年のメキシコシティーで開催された国際婦人年世界会議（＝第1回世界女性会議）において【平等・開発・平和】という目標を実現するための「世界行動計画」が採択されました。また昭和 51（1976）年～昭和 60（1985）年を「国連婦人の十年」と定め、女性の人権の擁護と男女平等のための行動に向けての世界的な動きが始まりました。

昭和 54（1979）年、国連が「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（＝「女子差別撤廃条約」）を採択し、^{*}固定的な性別役割分担の解消が課題とされました。昭和 60（1985）年には、ナイロビ世界会議（＝第3回世界女性会議）において「国連婦人の十年」の成果の検討、評価を行い、今後の各国の行動計画のガイドラインを示した「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（＝「ナイロビ将来戦略」）を採択しました。

平成 5（1993）年、国連は「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を採択し、その中で女性への暴力は男女間の歴史的な不平等の表れであり、人権問題であることが明記され、女性に対する暴力根絶が国際的な課題であることが示されました。

平成 7（1995）年、北京で開かれた「第4回世界女性会議」では「北京宣言」および「行動綱領」（特に優先的な行動を必要とする 12 の重大問題領域）が採択され、各国政府や国際機関、非政府組織（NGO）が取るべき行動などが示されました。

平成 12（2000）年、ニューヨークで開催された国連特別総会「女性 2000 年会議」では、「北京宣言及び行動綱領」の評価と検討が行なわれ、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（＝成果文書）が採択されました。そして、平成 16（2004）年には、平成 17（2005）年の「北京+10」（拡大女性の地位委員会）に向けた「アジア太平洋 NGO フォーラム」が開催され、北京行動綱領の実施の検証と残された課題を明らかにするための取り組みがすすめられています。

(2) 国内の動き

日本国憲法は、基本理念のひとつである基本的人権の尊重の中で、性による差別の禁止、法の下の男女平等について定めており、国際社会の動きに対応した取り組みがなされてきました。昭和 52 年には、国際婦人年をきっかけとして、初めて「国内行動計画」を策定し、昭和 55 年には「女性差別撤廃条約」に署名、国籍法の一部改正、男女雇用機会均等法の制定など、国内の法律や制度を整備し、昭和 60 年にこの条約を批准しました。

昭和 62 年、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定し、平成 3 年には第一次改定を行い、あらゆる分野へ男女が平等に共同して参画することが不可欠であるという基本的認識のもとに、男女共同参画型社会の形成を目指しました。

平成 8 年、「北京宣言」および「行動綱領」を踏まえた「男女共同参画ビジョン」（男女共同参画審議会答申）を受け、新たに「男女共同参画 2000 年プラン」を策定しました。ここでは、「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し」「職場・家庭・地域における男女共同参画の実現」「女性の人権が推進・擁護される社会の形成」「地球社会の平等・開発・平和への貢献」などが課題としてあげられています。

平成 11 年、「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現は「21 世紀の日本の最重要課題」と位置づけられました。

平成 12 年には、この基本法を受け、11 の重点目標を掲げた「男女共同参画基本計画」が策定され、平成 17 年末までに実施する具体的な施策が明記されました。翌年、「男女共同参画局」が内閣府に設置されるなど、男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の強化をはじめとした取り組みがすすめられています。

2. 行橋市における男女共同参画社会に関する取り組み

（1）男女共同参画社会の実現に向けたこれまでの取り組み

本市の取り組みは、平成 7 年の市政モニター、女性行政庁内連絡会議の発足を経て、平成 8 年に秘書企画課に「女性相談室」を設置、女性行政の窓口を開設したことから始まりました。

同年設置の「女性問題懇話会」が、市民意識調査を実施し、市民の意見を幅広く取り入れた行動計画策定への提言を受けました。その後、平成 11 年 3 月に「行橋市男女共同参画プラン（第 1 次）」を策定し、さまざまな取り組みをすすめてきました。また、平成 9 年、市内 20 の女性団体がネットワークを結び「行橋女性会議」として正式に発足しました。市は地域におけるリーダー育成のため、「女性フェスティバル」や研修会、学習会など市民の自主的な取り組みを支援し、また市としても、これまでさまざまな啓発活動を展開してきました。

平成 13 年、「男女共同参画推進会議」からプランの進捗状況について「男女共同参画推進行政への提言」が答申され、第 4 次行橋市総合計画に、「働き続けることのできる環境づくり」「あらゆる分野への参画」「拠点施設の設置」「条例の制定」などを重要課題に位置づけ、積極的な施策の推進をめざしてきました。その間、担当窓口は「女性相談室」から「女性政策室」へと改称し、平成 14 年 8 月に「男女共同参画係」として、男女共同参画における企画調整機能を拡充しました。

(2) 男女共同参画を推進する条例の制定

平成 14 年、第 2 期「男女共同参画推進会議」（以下「推進会議」と言う）を設置し、条例の制定について諮問を行いました。推進会議は市民に公開で行い、平成 15 年 6 月に条例の中間答申案を公表、「中間報告会」「意見交換会」などで市民から意見を聴取しました。市民の男女共同参画に対する意識・関心も高まりをみせ、約 820 件にわたる意見が寄せられました。また、同年 7 月には男女共同参画に関する市民の意識と実態を把握するため、「行橋市男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」と言う）を実施しました。これらをできる限り条例素案に反映させ、市民による、市民のための条例となることをめざし、平成 15 年 10 月の「行橋市男女共同参画を推進する条例」素案最終答申を経て、市民に公表しました。この条例案を庁内の「女性行政推進会議（庁議）」に諮り、12 月議会に上程、市民の声と思いが詰まった条例は、全会一致で可決成立し、平成 16 年 4 月施行しました。

この条例は、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、男女共同参画社会の実現を目的とし、そのための 8 つの基本理念を定めています。市・市民・事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、男女共同参画を推進する基本的な施策として、市が模範となり女性の登用を積極的に図ることや審議会などの委員構成を男女どちらかの性に偏ることなく、一方の性が 4 割未満とならないよう努めることなどが盛り込まれています。

また、市民への意識啓発および社会機運の醸成をめざして 6 月を「男女共同参画を推進する月間」と定め、市民の誰もが参加しやすいようなさまざまな取り組みを行っています。近年顕在化しているドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメントなどは、個人の尊厳・人権を侵害するものであり、これら人権侵害行為の禁止やメディアなどにおける公衆に表示する情報に関する留意などを規定しています。

さらに市の施策に対する苦情や、性別による差別に関する人権侵害についての救済措置として苦情処理委員を設置することも定めています。

男女共同参画を効果的に推進するためには、行政・市民・事業者が一体となった取り組みが重要です。そのため、推進拠点の設置や市民、団体などに対する積極的な支援、また推進体制の整備についてさらに取り組みを充実させていくことが規定されています。

(3) 条例制定後の取り組み

平成 16 年、条例に基づき府内推進体制として、市長を本部長に「男女共同参画推進本部」を設置し、更なる体制の強化を図りました。また、条例に基づき「男女共同参画審議会」を再編し、基本計画策定について諮詢しました。本プランは、審議会からの提言を基に「市民の意見を聴く会」の開催や「パブリックコメント」の募集など、市民の声をより多く反映させることをめざし、行橋市男女共同参画プラン（第 1 次）の成果や課題を引き継ぎながら、また新たな課題への対応も含め全面的に見直し策定したものです。

